

## <農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例>

# ○交付金をてこに法人化に取り組む

### 1. 集落協定の概要

市町村・協定名	岡山県勝田郡奈義町中島西 <small>かつたぐんなぎちようなかしまにし</small>			
協定面積 66ha	田 (100%) 水稲、大豆	畑	草地	採草放牧地
交付金額 585万円	個人配分			30%
	共同取組活動 (70%)	共同利用機械の購入 (積立)		41%
		共同防除の推進、有機堆肥の活用促進		11%
		有害鳥獣の被害防止、水路の管理		5%
	協定運営・その他		13%	
協定参加者	農業者 84人、1 農業生産法人 (構成員48人)、3 水利組合			開始：平成22年度

### 2. 取組に至る経緯

- 中島西地区では、農業従事者の高齢化や農業機械の個別所有による過剰投資等の問題を解決するため、平成19年に32名の参加で任意組合「中島西営農組合」を立ち上げ活動してきた。
- 任意組合の設立とあわせて、法人化に向けたスケジュールを作成し、組織の体制整備、法人化勉強会等を重ねてきた。
- 平成22年3月に奈義町が過疎地域として新たに指定されたことにより、当地区は中山間地域等直接支払に取組むことが可能になった。
- 中山間地域等直接支払交付金を活用し、共同利用機械等の整備の促進が見込めることなどから法人設立の機運が一気に高まった。

### 3. 取組の内容

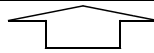
- 平成22年9月には法人設立総会を開催し、10月に「農事組合法人 中島西営農組合」として登記が完了した。
- 集落営農組織の法人化により、地域全体で農業を守り、農地を維持管理する担い手の中核とする。
- 中山間地域等直接支払交付金のうち、共同取組活動分を70%に設定し、そのうちの約6割を共同利用機械等の整備のために活用するよう協定を締結している。
- 農地の流動化や農作業の受委託については、地区内の認定農業者や法人に利用集積するよう目標を定めている。



【法人設立総会 (H22. 9)】

**【集落の将来像】**

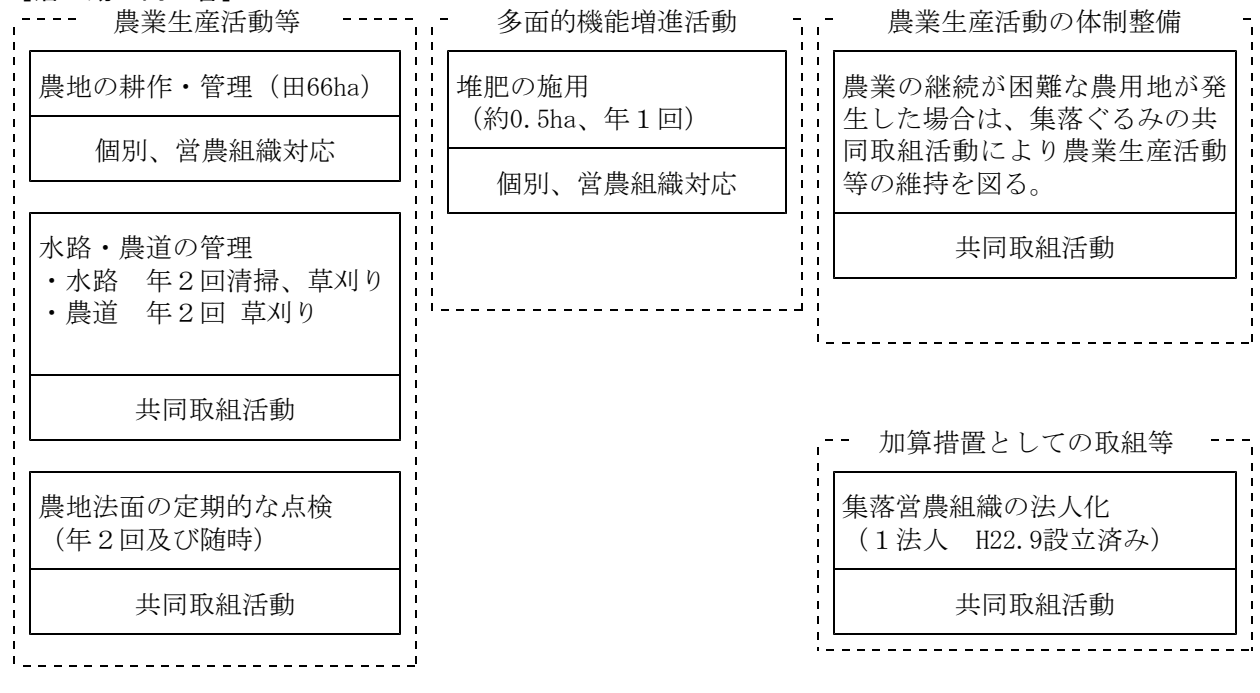
- 地区内の農業資源、施設の重要性について、農業者・非農業者が共に再認識したうえで、今後、非農業者を交えた維持保全活動を展開していくとともに、中山間地域等直接支払制度に取り組むことにより、将来にわたって持続可能な農業生産活動等の体制（集落営農）を整備する。



**【将来像を実現するための活動目標】**

- 集落営農組織の法人化と、機械装備等の充実を図ることにより、地区内農用地の法人への利用集積を進める。

**【活動内容】**



**集落外との連携**

- 平成12年度から本制度に取り組んでいる集落で組織している「奈義町中山間地域等直接支払連絡協議会」に参加し、集落営農や法人の運営に関する情報交換や先進地調査による課題研究を共同で行っている。

**4. 今後の課題等**

- ・ 集落営農組織の法人化は達成されたが、さらに共同利用機械等の整備を進めるとともに、農地の利用集積等が今後の課題である。